

社会福祉法人なごや福祉施設協会競争入札参加者手引

(趣旨)

第1 この手引きは、社会福祉法人なごや福祉施設協会（以下「協会」という。）が行う工事又は製造の請負、物件の買入れ又は借入、業務委託等の契約に係る競争入札に参加しようとする者（指名競争入札において指名された者を含みます。）（以下「入札参加者」といいます。）が守らなければならない事項を定めるものとします。

（公正な入札の確保）

第2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。

3 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問合せをしてはなりません。

4 協会理事長は、前項までに規定する行為等が行われ、入札が公正に行われない又は行われなかつたと判断した場合は、入札手続を延期、中止又は無効とし、契約締結後のときは当該契約を解除することがあります。

（入札保証金）

第3 入札参加者は、その入札金額に100分の5を乗じて得た額以上（単価による入札の場合にあっては、そのつど協会理事長が定める定額）の入札保証金を納付してください。ただし、協会理事長が納付を要しないと認めた場合は、この限りではありません。

2 前項の入札保証金は、入札時限前に協会へ納付して入札保証金保管証書を受領し、これを入札の際入札担当職員に提示してください。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第4 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる債券（記名式の債券を除きます。）の提供をもってこれに代えることができます。この場合において、当該債券の提供による担保の評価は、当該各号に定めるところによります。

（1）国債券面額の100分の90

（2）名古屋市債 券面額

（3）名古屋市債以外の地方債 券面額の100分の90

（4）金融債 券面額の100分の80

（入札保証金の還付等）

第5 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含みます。以下同じです。）は、落札者の決定後に還付します。ただし、落札者に係るものについては、当該落札者との間に契約が成立した後に還付します。

2 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は還付しません。（当該入札保証金は、協会に帰属します。）

3 入札保証金には、利子を付しません。

（入札）

第6 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、契約書（案）及び現場等を熟観のうえ入札してください。これらの書面の記載内容等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

2 入札参加者は、別紙様式による入札書に必要な事項を記入し、記名押印（入札参加願に押印の印鑑に限ります。）のうえ、あらかじめ当該入札に係る入札広告又は指名競争入札執行通知等で示した日時及び場所において、入札担当職員の指示に従い入札箱に投入してください。郵便又は電信による入札は認めません。

3 入札書は、かい書で記入してください。金額については、アラビア数字を用い、その数字の直前に「円」又は「金」を記入してください。

（入札執行の協力）

第7 入札参加者は、入札担当職員の指示に従い、入札が正常に執行されるよう協力してください。

（代理人による入札）

第8 代理人によって入札しようとする者は、委任状を提出してください。

2 前項の代理人について、その資格が真実性を欠くとき、その他不適正と判断するときは、この者による入札を認めないことがあります。

（入札の辞退）

第9 入札参加者は、自己の入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札を辞退する場合は、入札執行前のときは、別紙様式による入札辞退届を入札担当職員に直接持参してください。入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。

3 入札を辞退した者（前項で規定する入札辞退届を提出した者に限ります。）は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札書の書換え等の禁止)

第 10 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換又は撤回をすることができません。

(開札)

第 11 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行うものとし、当該入札者は、その開札に立ち会ってください。ただし、やむを得ない理由により入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない協会職員が立ち会うものとします。

(入札の無効)

第 12 次の各号のいづれかに該当する入札は、無効とします。

(1)競争入札参加資格を有しない者のした入札

(2)入札保証金の納付を要する入札について、入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3)記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(4)入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(5)自分がしたと他人の代理人としてしたとにかくわらず、同一の名をもつてした 2 通以上の入札

(6)委任状を提出していない代理人のした入札

(7)金額を改ざんし、又は訂正した入札

(8)郵便による入札または電信による入札

(9)積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札

(10)その他入札の条件に違反した入札

(再度入札)

第 13 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

2 前項の再度入札は、原則として、2 回(初度入札を含め 3 回)を限度とします。

3 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができません。

(落札者の決定)

第 14 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札をした者を落札者とします。ただし、第 16 の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をし

た者以外の者を落札者とすることがあります。

(くじによる落札者の決定)

第 15 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引いて、落札者を決定します。

2 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって、当該入札事務に関係のない協会職員がくじを引きます。

(落札者となるべき者以外の者を落札者とすることがある場合)

第 16 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「落札者となるべき者」といいます。)の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は価格その他の条件が協会にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがあります。

2 最低制限価格が設けられているときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(積算内訳書の作成)

第 17 入札参加者は、積算内訳書を作成する等して、適正に見積もりを行ってください。

2 あらかじめ指定された入札においては、次項以下に定めるとおり積算内訳書の確認を行います。

3 原則として、落札者となるべき者のみ入札担当職員に積算内訳書を提示してください。ただし、必要があると認められるときは、提示に代えて提出を求めたり、落札者となるべき者以外の者にも、提示又は提出を求めることがあります。

4 前項の確認において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた場合は、その者のした入札は無効とします。

5 必要があると認められるときは、積算内訳書を提示又は提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることができます。

6 前項の指示に従わない場合又は当該積算内訳書において積算が適切に行われていないと認めた場合は、その者を落札者とせず、落札決定後であっても、それを取り消すことがあります。

7 落札者となるべき者を落札者とせず、又は落札決定を取り消した場合は、当該入札における次順位者(予定価格の制限の範囲内で落札者となるべき者から順に最低の価格をもって

入札した者又は価格その他の条件が協会にとって最も有利なものをもって入札した者をい
います。)に積算内訳書の提示又は提出を求め、落札者となるべき者と同様の確認を行い、
適切に積算が行われていることを確認した上で、落札決定を行います。

(入札の中止等)

第 18 天災地変その他の理由により、入札を延期若しくは中止することがあります。
2 指名競争入札の初度入札において入札者(入札が無効とされた者を含みます。)が 1 者と
なった場合は、入札を中止します。

(入札談合に関する情報があった場合等の措置)

第 19 入札談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等の
ため、入札を延期することができます。
2 入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であつ
ても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、入札及び契約の公正性を
確保するため、次の各号に掲げる措置を講じることができます。

(1)入札の中止

(2)入札手続きの変更

(3)落札者決定の取消し(既に契約に至っている場合は契約の解除)

(4)その他必要と認める措置

(契約保証金)

第 20 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額以上(単
価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするものその他この率によることが著しく実
態に即かないものについては、そのつど協会理事長が定める定額)の契約保証金を納付して
ください。ただし、落札者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を
締結したとき、その他契約保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではあ
りません。

2 契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができます。この場合は、
第 4 の規定を準用します。

3 契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保を含みます。以下同じです。)は、契約
内容に従った履行を終わった後に還付します。

4 契約保証金には、利子を付しません。

(契約書の作成)

第 21 落札者は、落札決定の通知を受けた日から協会理事長が指定する日までに、契約書
に記名押印してください。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、その期

間を延長することができます。

2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出してください。

(規程および指示の遵守)

第 22 入札に際しては、協会の規程および指示を遵守してください。

附則

1 この手引は、平成 19 年 12 月 1 日から施行します。
2 従前のなごや福祉施設協会指名競争入札参加者心得は廃止します。